

平成30年3月14日

◎坂本（孝）委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

（9時58分開会）

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

《警察本部》

◎坂本（孝）委員長 それでは、警察本部について行います。

《議案》

◎坂本（孝）委員長 初めに、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は会計課長等に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎小柳警察本部長 それでは、警察本部提出の予算議案2件及び条例議案2件の計4件について御説明を申し上げます。

最初に、第1号平成30年度高知県一般会計予算についてでございますが、お手元の青色の警察本部のインデックスを張った説明資料の1ページに、平成30年度当初予算施策体系がございますが、まずそちらをごらんいただければと思います。

予算編成に当たりましては、県民の期待と信頼に応える強く優しい警察を確立し、県民が安全・安心を実感できる高知県を県民とともに実現するというこのため、平成30年の県警察の運営指針を「高知県の安全・安心を守る強く優しい警察」というふうに掲げまして、8つの重点目標の達成に向け各種施策の推進を図ることを基本方針といたしております。

今回人件費を除きます物件費は50億9,504万1,000円で、前年と比較をいたしまして3億191万3,000円、5.6%の減額となっておりますが、これは機動隊車庫新築事業の終了による減、IPR無線機の整備終了による減等が主な減額の要因でございます。

続きまして、お手元の資料①平成30年2月高知県議会定例会議案（当初予算）の5ページをお開きください。

平成30年度の当初予算見込み額、款14の警察費の欄に記載のとおりでありまして、総額で215億9,693万8,000円でございます。項別では、警察総務費が190億1,767万3,000円、警察活動費が25億7,926万5,000円となっております。主要な事業といたしましては、高知警察署の建設事業、南海トラフ地震対策、全国豊かな海づくり大会に伴う警衛警備対策でございます。

続きまして、同資料の15ページをごらんください。

新たに債務負担行為をお願いいたしますのは、平成30年度に工事に着手する高知警察署建設に要する債務負担行為でありまして、56億804万5,000円でございます。

続きまして、第24号平成29年度高知県一般会計補正予算について御説明をいたします。

お手元の資料③平成30年2月高知県議会定例会議案（補正予算）の5ページでございます。

今議会をお願いをいたしております補正予算ですけれども、資料5ページ記載のとおり補正予算の見込み額は款14警察費の欄に記載の2億6,662万3,000円の減額の補正でございます。この補正の内容は、退職者が見込みを下回ったことによる退職手当の減や各事業の入札残などによるものでございます。

続きまして、繰越明許費の補正について御説明申し上げます。

同資料の9ページをごらんください。

款14警察費の欄に記載のとおり、生活安全対策費2,968万円、交通安全施設整備費7,216万7,000円の2項目、総額で1億184万7,000円の繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

平成30年度高知県一般会計予算及び平成29年度高知県一般会計補正予算の事業内容の詳細につきましては、後ほど会計課長から御説明をさせていただきます。

続きまして、議案の第82号高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案について御説明を申し上げます。

お手元の資料⑤平成30年2月高知県議会定例会議案（条例その他）の152ページでございます。

本議案は都市緑地法等の一部を改正する法律の施行による都市計画法の一部改正を考慮しまして、新たに創設をされます田園住居地域における風俗営業の営業所の立地に関する規制を定めようとするものでございます。

本件の詳細につきましては後ほど生活安全部長から説明をさせます。

最後に、議案第83号高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案について御説明を申し上げます。

同じ資料の153ページをごらんください。

本議案は、全国的に統一した事務手数料を徴収することを定めております地方公共団体の手数料の標準に関する政令、それから道路交通法施行令が一部改正されること等に伴いまして関係手数料の金額を改定するもので、施行日は本年4月1日となっております。

詳細につきましては、後ほど生活安全部長と交通部長から説明をさせます。

私の説明は以上でございます。

◎室津警務部参事官兼会計課長 それでは、お手元の資料②平成30年2月高知県議会定例会議案説明書、当初予算に基づきまして、順次項目を追いながら主要な事業や経費の大きなものなどを重点に説明させていただきます。

664ページ、公安委員会予算総括表をお開きください。

平成30年度当初予算見込み額は215億9,693万8,000円で、前年度比6,718万8,000円、

0.3%の増額であります。性質別内訳では、人件費が165億189万7,000円で、3億6,910万1,000円、2.3%の増、物件費は50億9,504万1,000円で3億191万3,000円、5.6%の減となっております。

それでは、項目に従いまして御説明いたします。

まず、歳入予算からです。

資料の665ページをごらんください。

款7分担金及び負担金は、高知市へ派遣している職員4名分の給料等の負担金で、前年度と同額の2,640万円です。

次の款8使用料及び手数料は、高知県警察手数料徴収条例の一部改正を反映し、施設ごとには増減がありますものの、8億4,097万4,000円で、前年度とほぼ同額であります。

続いて、667ページをお開きください。

款9国庫支出金は4億1,986万7,000円で、2,012万9,000円、5%の増額となっております。主な要因は、交通安全施設整備を行うための警察庁からの補助金の増に伴うものであります。

款10財産収入は2億8,530万7,000円で、1億4,457万8,000円、102.7%の増額となっております。これは、旧いの警察庁舎の土地建物や旧さんご荘の土地の売り払いによる増を見込んだものであります。

668ページをお開きください。

款14諸収入は1億7,028万3,000円で、3,110万6,000円、22.3%の増額となっております。これは、来年度実施する旧さんご荘の解体費用を警察共済組合が一定割合負担する3,220万5,000円を見込んだことによるものであります。

続きまして、669ページをごらんください。

歳出予算について御説明します。

歳出予算は、警察総務費190億1,767万3,000円、警察活動費25億7,926万5,000円となっております。

最初に、項1警察総務費、目1公安委員会費ですが、予算見込み額は6億4,583万円で、前年度比9,981万5,000円、18.3%の増額であります。増の要因は、右説明欄の細目2自動車運転免許費の運転者管理システムの元号改正に伴う修正委託料や細目3安全運転講習費の講習委託料の増であります。

右説明欄の細目1公安委員会運営費の予算見込み額は2,184万8,000円で、内容は公安委員会委員、警察署協議会委員及び留置施設視察委員の報酬や射撃技能等講習の委託などに要する経費であります。

次に、670ページの細目2自動車運転免許費の3億4,827万1,000円と細目3安全運転講習費の2億7,571万1,000円は、運転免許証の取得、更新及び安全運転管理者の講習などに

要する経費であります。

671ページ、目2警察本部費をごらんください。

予算見込み額は173億1,499万円で、前年度比3億8,651万9,000円、2.3%の増額であります。

右説明欄の細目1人件費は165億189万7,000円で、3億6,910万1,000円の増額であります。増額の主な要因は、退職手当、共済費負担金率の変更などによるものです。

細目2一般運営費は、警察業務を運営していくための義務的経費であり、予算見込み額は7億1,509万5,000円で、1,769万9,000円の増額であります。これは、説明欄下から5つ目、電算処理システム修正等委託料のサーバーの更新や元号改正に伴うシステム改修等による増額が主な要因であります。

672ページをお開きください。

上から4つ目の事務費6億4,132万2,000円は、非常勤職員や臨時職員に要する経費、駐在所家族報償費、パソコン、サーバー等の機器リース料などであります。

事務費の下、細目3職員被服費の5,909万6,000円は警察官の制服などに要する経費であり、細目4職員福利厚生費の3,890万2,000円は、職員の定期健康診断や深夜勤務者の特殊健診などに要する経費であります。

次に、目3施設整備費をごらんください。

予算見込み額は10億5,685万3,000円で、前年度比7,888万7,000円、8.1%の増額となっております。

右説明欄の細目1警察署再編整備費は3億5,903万3,000円で、事業内容は南国警察署香美警察庁舎新築工事であります。さきの12月議会で債務負担行為の変更を御承認いただき、事業の開始時期を平成30年度からの2カ年に変更しました。2月に実施した再度入札により4月から工事に着手し、新庁舎完成は平成31年6月ごろの予定であります。

細目2庁舎等整備費は4億8,844万5,000円で、事業内容は、高知警察署建設事業の初年度として、JA電算センターの解体工事を行うほか、南国署下分駐在所及び佐川署大崎駐在所の新築工事や災害対応用備品保管庫を併設する新鴨田交番の設計、職員宿舎の屋上防水改修、旧さんご荘の解体工事などあります。

673ページの細目3施設維持管理費は2億937万5,000円で、警察施設の点検、清掃委託料や維持管理、修繕に要する経費であります。

次に、項2警察活動費、目1活動費をごらんください。

予算見込み額は13億6,971万4,000円で、5億673万8,000円、27.0%の減額となっておりますが、これはIPR無線機の整備終了による減、警察施設の非常用電源設備等改修工事等終了による減などが主な要因となっております。

また、節区分欄下の端に(8)報償費2,723万2,000円とありますが、この中には、捜査

用報償費として総額で前年度と同額の1,500万円が含まれております。

右説明欄の細目1 一般行政費は、2億3,027万6,000円で、1,674万4,000円、6.8%の減額であります。この細目の主な事業は、674ページにかけての説明欄に記載のとおり、被留置者の処遇費、犯罪被害者へのケアに要する経費、警察電話の維持費及び職員の採用や研修などに要する経費であります。

次の細目2 警察装備費は3億3,500万8,000円で、1,957万2,000円、5.5%の減額となっております。来年度は、警備艇たけよりの法定検査がないことによる減が主な要因であります。予算の内容は、警察用航空機、車両、警備艇の維持管理等に要する経費であります。

次の細目3 生活安全対策費は4億477万3,000円で、3億9,463万8,000円、49.4%の減額であります。これはさきにも説明したとおり、IPR無線機の整備終了による減、警察施設の非常用電源設備等の改修工事等終了による減が主な要因であります。この細目の主な内容は、特殊詐欺被害防止対策、街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金、少年非行対策、サイバー犯罪対策に加え、通信指令システムの運用、南海トラフ地震対策及び全国豊かな海づくり大会に伴う警衛警備対策費などとなっております。

675ページをごらんください。

生活安全対策費の主な事業について説明させていただきます。

まず、南海トラフ地震対策として、倒壊家屋等からの救出救助活動の災害警備訓練を実施するほか、備蓄食料、飲料水の整備、衛星携帯電話、アルミフレーム式シェルター等の整備を年次計画を立てて推進しております。

次に、説明欄の上から3つ目、通信指令システムの設計委託についてです。現行システムのリース期間が平成30年9月に満了することに伴い、そこから1年半の再リースを行い平成32年4月から新システムに移行する計画としており、平成30年度はシステム更新の設計を委託するものです。

次に、説明欄の上から7つ目、街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金についてです。平成23年度に制度を創設以来、平成28年度までに95台の設置に補助金を交付しており、本年度も現時点で41台の設置に補助金を交付する予定であるなど、事業内容が浸透し、自治体等からの要望が継続して多い状況にあります。来年度もさらなる設置普及を見込み、本年度と同額の862万5,000円を計上しています。

次に、警衛警備対策費についてです。本年秋に開催される予定の第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～には、天皇皇后両陛下の御臨席が見込まれております。両陛下の御身の安全確保と歓送迎車の雑踏等における事故防止を図るため、大規模な警衛警備を実施する必要があります。現時点では、高知市内を中心に1時間程度で移動できる範囲内、2,500人規模の大規模警衛警備体制と見込み8,623万8,000円を計上しています。

説明欄では、上から4つ目の交通量調査等委託料のほか、上から9つ目の生活安全活動費の中に警衛関係の旅費や消耗品費などが含まれております。

次の細目4犯罪捜査費は2億5,009万7,000円で、369万4,000円、1.5%の増額であります。

676ページをお開きください。

説明欄一番上の犯罪取締費2億2,543万8,000円の中には、捜査資機材や鑑定機器の保守、捜査支援システム賃借料、取り調べ録音録画装置の整備などが含まれております。

細目5交通警察費は1億4,956万円で、7,947万8,000円、34.7%の減額であります。これは放置駐車違反管理システム開発終了による減、自動車保管場所調査事務委託料の落札額との差額が主な要因となっております。

交通警察費の主な事業について説明させていただきます。

説明欄の上から4つ目、交通安全啓発事業委託料は、中高生の自転車マナーや安全意識の向上を目指したスケアード・ストレイト教育技法による模擬交通事故の実演教室を継続して実施します。金額は、前年度と同額の512万5,000円であります。

説明欄の下から5つ目、交通指導取締費9,518万6,000円は、取り締まり資機材や各種システムの賃借料などに要する経費です。

次に、目2交通全施設整備費について御説明いたします。

予算見込み額は12億955万1,000円で、前年度比870万5,000円、0.7%の増額であります。

細目1交通安全施設整備費は、7億3,078万2,000円で、856万円、1.2%の増額となっております。交通安全施設整備費の主な事業については、交通管制システムの更新、交通信号機の新設を6基、老朽化した信号制御機の更新を49基予定しているほか、災害発生時の避難路緊急輸送道路の機能確保対策として非常用電源の設置を15基、老朽化したコンクリート柱の更新を8本、老朽化した灯器の更新が185灯などとなっております。

677ページをごらんください。

細目2交通安全施設維持管理費、4億7,876万9,000円は、交通信号機などの保守委託や道路標識標示の補修工事に要する経費であり、最後に記載しています維持管理費2億6,151万1,000円には交通信号機の電気料、専用回線料などが含まれております。

続きまして、債務負担行為について御説明します。

資料の678ページをお開きください。

表に記載のとおり、1件、高知警察署建設事業費について債務負担行為をお願いするものです。

お手元の青色の警察本部のインデックスを張りました説明資料の2ページ、高知警察署建設事業をお開きください。

高知警察署の建設事業は平成30年度から平成34年度までの5カ年計画で実施予定であります。実施設計については、平成29年10月末で完了し、現在来年度の入札に向けた諸準備を進めているところであります。

庁舎の特徴について御説明します。

庁舎の概要は鉄筋コンクリートづくり9階建て、車庫棟は鉄骨づくり4階建てとし、開かれた親しみやすい警察署を象徴するエントランスには段差解消機を設置してバリアフリーを実現するとともに、県産材を積極的に利用しつつ、環境面への配慮としてLED照明、節水型の衛生器具を採用します。

新しい庁舎棟は大地震でも機能が損なわれない免震構造とするとともに、災害時の停電に備え、継続して災害警備活動が実施できるよう7日間持続可能な自家発電装置を設置し、災害時でも庁舎機能を維持し続ける建物としております。

また、浸水区域に位置するため、庁舎1階の床の高さを地上2.2メートルの高さにし、2階以上に自走式駐車場や災害装備品倉庫、保護室、霊安室を設置します。

駐車場については、来庁者用として庁舎棟正面に身体障害者の方の駐車スペースを2台、旧庁舎側に19台分を確保しました。公用車については、庁舎正面にパトカーと緊急出動も必要な車両分として3台、車庫棟に22台、旧庁舎側には約50台分程度を確保する予定です。

平時における警察機能としては、高知署が県内の刑法犯認知件数の約3割、交通事故発生件数の2割強、110番件数の約3割を占めており、中でも管内で圧倒的な刑法犯等の取扱件数を抱える中心市街地に立地し、各種事故、事件への対応を迅速に図るとともに、高知駅周辺の景観に調和した建物とするものであります。

今後のスケジュールとしては、平成30年度の早い時期に入札を行い、落札した工事請負業者との契約について議会での承認を得られた後、11月ごろから工事を開始する予定であります。

工事は、移転先の建物を解体した後、平成31年度から平成33年度まで新築工事、庁舎移転後の平成34年度に現庁舎解体と駐車場整備を行うこととしております。

工事の発注に当たっては、経費の削減、工程や現場管理体制の確保の観点から、これら工事を一括発注することとしており、平成31年度から平成34年度までの間の事業に関する債務負担の御承認をお願いするものです。

引き続きまして、お手元の資料④平成30年2月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）に基づき御説明いたします。

資料352ページをお開きください。

今回の補正予算見込み額は公安委員会補正予算総括表に記載のとおり、総額で2億6,662万3,000円の減額補正であります。

まず、歳入予算から御説明します。

353ページをごらんください。

款8 使用料及び手数料については、自動車運転免許の高齢者講習や原付講習等の受講者数が当初の歳入見込みを下回ったことによる減額であります。

続きまして、歳出予算について御説明します。

資料は354ページから356ページになります。

354ページをお開きください。

減額となったものは、高齢者講習、原付講習等の受講者数が見込みを下回ったことによる講習委託料の減、退職者が見込みを下回ったことによる退職手当の減、警衛警備対策費の執行残、交通安全施設整備費の施設整備工事請負費の入札残などです。

次に、繰越明許費補正を御説明します。

資料は357ページになります。

今回お願いしています繰越明許費の補正は、2つの事業です。

生活安全対策費は、南海トラフ地震対策として県危機管理・防災課と一体的に整備しております航空隊基地移転整備事業のうち、現庁舎の解体工事について入札が不調となったため再入札を実施するなど計画調整に不測の日数を要したこと、また交通安全施設整備費については、国土交通省の行う国道56号線片坂バイパスの道路工事において、道路工事のおくれにより信号機設置等の工事が実施できなくなったことから繰り越しをお願いするものです。

以上で予算説明書に基づく説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

〈生活安全部〉

◎**依岡生活安全部長** 私からは、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正の内容と高知県警察手数料徴収条例の一部改正に関しまして、生活安全部門関係の手数料の改正について御説明をいたします。

資料⑥平成30年2月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の17ページをお開きください。

まず、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正の内容について御説明いたします。

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例では、良好な風俗環境を保全するため、特にその設置を制限する必要があるものとして、政令に定める基準に従い風俗営業の営業所の設置を制限できる地域を規定しております。

この地域規定にありましては、都市計画法に定められました用途地域を引用して住居系の地域を第1種地域と規定し、風俗営業の営業所の設置を全て禁止する一方、商業系の地

域を第2種地域、第1種地域の中でも一般国道や県道沿いの一定の区域を第3種地域と規定し、学校や病院等の保全対象施設から一定の距離を置くことで営業所が設置できるところとしているところがございます。

今回の都市計画法の一部改正によりまして、新しく創設されます田園住居地域につきましては、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するとの理由から新たな住居系の地域として追加をされたものでございます。

よって、風俗営業の営業所の設置を禁止した住居系の地域であります第1種地域に田園住居地域を追加して規制する一方で、第1種地域内の規制緩和地域であります第3種地域に田園住居地域を追加し、一般国道や県道沿いの一定の区域での営業の設置を認めることとするものでございます。

なお、施行日につきましては、改正都市計画法の施行に合わせまして本年4月1日としております。

続きまして、高知県警察手数料徴収条例の一部改正について御説明をいたします。

同じ資料の18ページをお開きください。

法令で定める手数料の金額の標準につきましては、地方分権推進計画に基づきまして、原則として3年ごとに見直しがなされております。平成29年度は見直し年度に該当しまして、全国的に統一した事務手数料を徴収することを定める地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることに伴い、生活部門におきましては、標準事務に係る事務のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、質屋営業法、警備業法、探偵業の業務の適正化に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に関しまして、合計で13項目の手数料の改定を行うものでございます。

私からは以上でございます。

〈交通部〉

◎岡崎交通部長 私からは、高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例に関し、交通部関係の手数料の改正について御説明いたします。

資料は先ほどと同じく18ページです。

改正の1点目は、先ほど生活安全部長から説明いたしました、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、自動車運転代行業、駐車監視員資格者制度に関する手数料の標準が改定されたことに伴い、自動車運転代行業認定手数料、駐車監視員資格者証再交付手数料等についてその額を改定するものです。

2点目は、本年1月4日に公布されました道路交通法施行令の一部を改正する政令により、運転免許等に関する手数料の標準が改定されたことに伴い、運転免許手数料、認知機能検査手数料、講習手数料等についてその額を改定するものです。

私からは以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 老朽化した信号機でこれからどんどん更新していかなければいけないはずだと思いますけれど、この件に関して今県内全域でどれぐらい数があって、どのような計画になっているのか教えていただければと思います。

◎岡崎交通部長 県下に、現在1,500余りの信号機が設置されております。信号制御機というんですけれども、この更新年度は19年と定められておりまして、更新ができていないのが多くございます。それを計画的に現在更新しておりまして、年間70カ所余りを順次更新しておるような現状です。

◎前田委員 70件ずつということですが、更新をしなければならないものが多くあるということであった場合、この計画でいくと一体どれぐらい年数がかかるような予定をされているのでしょうか。

◎岡崎交通部長 19年ということ、1,500ぐらいありますと、だんだんにその年数が参ります。しかしながら、先ほど申しました箇所を更新していきましても、また同じように数がふえてまいります。ですから、今後について、県警としましても、信号機全体の数を見直すとか、財政当局にお願いして更新の箇所数をふやしていただくとか、そのようなことをしながら適正に管理をしていきたいと考えております。

◎前田委員 ぜひ、これ全国の新聞にもたしか出ていたことだと思います。47都道府県、全国的な課題だと思いますので取り組んでいただきたいんですが、あわせて信号機が特にそうなんですが、道路標識ですよ、ああいうものも街路樹とかぶってなかなか見えない状況等が、実はこの県庁周辺でも起きております。

並びに、道路の路面に書いている標示もすごく消えかかっているなど、たくさんのが起きているんですが、対策する際に、信号機の更新もそうなんですが、ぜひ業者の方に徹底していただきたいのは、近隣住民並びに近隣で営業されている方等から、本来であれば、皆さんのためによりよいことをやっているにもかかわらず、丁寧な事前の説明であったり周知というものが徹底されていないと、どうしても苦情とかそういう形になり得てくることだと思いますので、そこをぜひ業者の方には、より丁寧な工事の進め方というものをやっていただくことを要請していただきたいなど。

あわせて、先ほどお話しした苦情とか御意見、これは高知県警察も、「こうちのまもり」ですか、苦情受け付ける、ホームページ等でメール並びにフォームがあると思うんですが、さっきスマートフォンでぱぱっと調べると、アクセスのときに悪意あるホームページですみたいな、いわゆるフィルターがかかった表示がされましたので、後で御確認をしていただけたらなと思います。

高知県警察ハイフン御意見といって検索すると一番上に出てくるんですけれども、それ

をクリックすると、御意見とか信号機に関する苦情がどうかというページに飛びます。その後、御意見のボタンを押すと悪意あるクレジットカードの情報が盗まれますとか、そういうエラーメッセージが出てその次へ進めないということですが、まずは確認をしていただけたらと思います。

◎**依岡生活安全部長** ホームページのエラーの関係ですけれども、どうもブラウザによってSSLというんですけれども、暗号鍵が対応していないブラウザですとエラーが出るようなことを把握しております。

対処法も一応技術的にはあるんですけれども、わかりやすく、もっと周知するようにしてまいりたいと思います。

◎**岡崎交通部長** 先ほどございました標識の見えにくいところがあるとか、標示が消えかかっているということにつきましては、今後、それぞれ状況を見て優先的に標示についても新しくしていく。道路標識に木がかかっているおれば、それも確認できれば順次撤去していくというようなことやっていきたいと思います。

信号機等の工事を行う際に、近隣の住民の方でありますとか商店の方、こういう方々にも、いつからいつまでどういう工事を行うんですよというようなことは、事前に業者のほうにも指導して、それを徹底して、よりスムーズに工事が進んでいくような配慮をしていきたいと思います。

◎**坂本（茂）委員** 今の工事の関連ですけれども、先ほどの信号機の工事の関係で周辺業者が迷惑をこうむっていたという事例があったんですけれども、年度末ということで工期がぎりぎりになって工事を急がなければならぬいろいろな施設があるというののもわかるんですけれども、少し常軌を逸した工事をやっているケースも見受けられます。

自分の周辺でそういう工事、公共工事があった事例が少ないので、私もびっくりしたんですけれど、下知交番の建築工事を夜の10時ごろまでやっている。近所の人にとったら迷惑もう本当に甚だしくて苦情を言っていたらしいんですけれども、ちょうど私もそこへ行き、会いましたところ、警察官が立っていたんですよ。警察官の方に聞いたら、苦情があつて来ましたと。けれど、苦情があつて警察官が来ているのに工事がとまっていないう、そういうことがあつていいんだろうかと思って高知署にも連絡はさせていただいたんですけれども。

新年度予算の中でもこれからたくさん工事がありますよね。そういう中で、そのところは、先ほどの信号機のことも含めて十分気をつけていただきたい。せっかく県警察としては住民のためによかれと思つてやっていることが、逆に反感を招くようなことになってはいけませんので、そのところは十分気をつけていただきたいのを1つ申し上げておきたいと思います。

それ以外の関係で、この間ずっといろいろな機会を捉えて総務委員会でも議論があつたん

ですけれど、高齢者の免許返納の関係について、先日も高知新聞の夕刊に出ていたように、返納したいけれども、してしまうと自分の利用できる交通用具がなくなってしまうというようなこともあって、非常に中山間地域ではお困りの方もおいでです。そこは本来ならば中山間振興・交通部のほうで対応もしなければならぬのかもしれませんが、そこをどういうふうに連携しながらやっていくかということが大事じゃないかなと。

県警察のホームページには、県内の移動支援がどういうものがあるとか、生活支援がどういうものがあるとかという一覧が出ておりますけれども、生活支援よりむしろ移動支援のほうをどのように充実させていくのかということも中山間振興・交通部と日常的に議論がされているのかどうかお聞きしたいんですけれど。

◎岡崎交通部長 高齢者の免許の返納がだんだんふえておる。そういう中で、委員御指摘のとおり、そういうような形の各行政の取り組み、移動手段を行政が構えるというようなことは随分進んできております。

そういう中で、県であったり市町村とのそういうつながりをこれまで県警としてどこまでやってきたかということですが、一部十分でなかったところもあります。しかしながら、昨年も、県の中山間対策であったり高齢者対策であったり、そういう担当課を含め、それぞれの市町村の窓口と連絡調整するような会も設けまして取り組みをしております。

ですから、我々としても警察だけじゃなくてほかのところも随分進んでおると、進んだことをやっておるけれども、こちらも十分でなかったところも把握しながら、今後の高齢者の免許返納を伴う移動手段の確保等々についてもいろんな形で県警察としてできる方法はやっていきたいと考えておりますし、引き続き今後も関係機関と連携をより密にして、定期的に会議を開催するというについてはやっていきたいと考えています。

◎坂本（茂）委員 移動手段のサービス内容のところをどうやって充実させていくのかということが課題だろうかなと思います。特に、高知市内でしたらハイヤー、タクシー会社もたくさんありますけれども、郡部へ行くとそういった業者そのものが少ないということで、なかなか利用したくても利用できないというような、一方でデマンド交通だとか、そういったこともやられている部分はありますけれども、ぜひ免許返納したい、したくてもできない状況をどうやって改善するのかと。その後でどういう支援が待っていますからということで丁寧な、住民の方に寄り添いながら相談ができるかとか、そういった取り組みを強化していただきたいと思いますが、先ほど部長が言われましたように、これからも十分連携をとっていくということなんですが、決意みたいなものを聞かせていただけませんか。

◎小柳警察本部長 御指摘のとおり、免許を返納しろしろと言っても足がないということではこちらの政策も進まないということもございますし、また特に中山間地域では切実

な、本会議でも買い物難民の話等々出ておりましたけれども、重要な課題だと思っております。

交通部長が申し上げましたとおり、本部のレベルでも県庁と対話をしておりますし、警察署も市町村でありますとか地元のいろんな団体との断続的なあるいは定期的な会合等もやっていると思います。こうしたことをしっかりやりながら、免許が返納できるような環境づくりということにも警察としても配慮して進めてまいりたいというふうに思っております。

◎坂本（茂）委員 はい、わかりました。次、さんご荘の解体の説明の中であつたんですけれども、これは鷹匠町別館ですよ。

◎室津警務部参事官兼会計課長 そのとおりでございます。

◎坂本（茂）委員 ここは解体した後はどういうふうになるのでしょうか。

◎室津警務部参事官兼会計課長 今のところ、売却する方向で考えております。

◎坂本（茂）委員 解体した上で土地の売却をするということで、そうしたらこれにかわるものをまた別途設けるという考えはないということですか。

◎室津警務部参事官兼会計課長 今のところ考えてないです。

◎吉良委員 今まで報告があつたのかなと思って、私が聞き漏らしたかしれませんけれども、どういう経緯で売却に至ることになったのか。競輪関係の宿舎になっていたり、共済としての役割を果たしていなかったですよ。経緯を説明していただけますか。

◎室津警務部参事官兼会計課長 旧さんご荘でございますけれども、旧耐震の建物でございます。当初警察共済組合の施設で建ったわけですが、建築後35年以上経過した施設は廃止するという方向でございます。施設も非常に古くて、そのまま継続使用はなかなか危険であるというところでありました。そういうことで、旧さんご荘につきましては廃止する方向で話を進めておるところです。

ただ、少年サポートセンターは、小津高校の前の旧塩見文庫に入っていたんですけれども、現在建設中で、その間サポートセンターは行き場がなくなりまして、現在の旧さんご荘、これを別館として、今使用しているような状況でございます。

小津高校の前の施設ができましたら、少年サポートセンターも移りまして、その後に解体を始めるという状況でやっております。

◎吉良委員 実質的に共済の施設で、警察職員を含めた利用は、もう随分前からなくなっていますよね。どのような形で使われていたのかということ、もう一度説明していただけますか。

◎室津警務部参事官兼会計課長 いわゆる観光客向けの宿舎としての利用とレストラン、宴会等、そういう部分で経営していたわけなんですけれども、平成27年度に廃止をしまして、現在、サポートセンターが入っておりますけれども、塩見記念青少年プラザが建てば

ここを出まして、解体を始めるといふ状況になります。

◎吉良委員 本来共済施設として果たしていたものが平成27年度からもうほとんどやっていないと。警察職員含めて、今まで受けていた福利厚生としてのサービスをきちんとどこかで補完していくということも考えられるわけですね。それがどういうふうに、今どこが代替のものを果たしているのかということと、そのような土地ですから、有効に、ただどこでも買ってもらったらいということではなくて、市民や県民、国民の福利厚生にかかわるような場所として財産を提供していくという姿勢があつてしかるべきだと思ふんですけれども、それについての御意見、御認識を。

◎吉田警務部長 共済の事業としてさんご荘を運営しております、おっしゃられるとおり、職員の福利厚生の観点あるいは共済の収益事業という意味合いもありまして、さんご荘を運用してきたわけでございますけれども、ただいま会計課長から説明しましたとおり、建物が旧耐震の状況で南海トラフ地震のときにひまわり園への被害も与えかねないという問題もありまして、早急に建てかえて事業を継続するか否か、こういったことが課題としてあつたわけですが、建てかえてさらに事業を進めるといふ選択肢をとるのではなくて、いろんな事業の収益等も含めて総合的に勘案しまして、さんご荘の事業は取りやめようと。取りやめたからには、そういった旧耐震の危険な建物につきましては、早急に解体して、財産としては売り払いということで対応しようということ、当時の判断があつたと承知しております。

それにかかわる福利厚生事業としましては、これまでやっていたようなレベルでの福利厚生事業というものは、代替としては設けておりませんが、共済事業の中で、いろんな助成の事業とかを通じてしっかりと対応していきたいというふうには考えております。

◎吉良委員 日常的な福利厚生事業をきちんと保障していくという姿勢を示していただきたいと思ふます。それと同時に、もう一つ聞きましたけれども、どこでも売ればいんだということではないのではないかと私は思ふんですけれども、それについてはいかがですか。あそこは場所としても非常にいいところですね。

◎吉田警務部長 共済事業として何かしらその土地を有効活用していくという予定がない以上は、いい土地ですのでそれなりの適正な価格で売り払うというのが現状では一番妥当な選択肢であるかと思ひまして、そういう判断をしたというふうに承知しております。

◎吉良委員 心配しているのはまたマンションかと。県の大事な財産のところ。そういうような市民の批判を受けるような施設はいかがなものかということ、私は言つていますよ。

◎吉田警務部長 土地の利用の方法につきましては、所有者がどういった用途で使うかといふのは、判断して、利用していかなければいけないと思ひます。共済では用途がないという段階で、どういった用途で使えばいいかという点につきましては、共済としてはもうち

よっと判断ができない状況です。であれば、やはり公正に利用してくれる方を募って適正価格で売り払うというのが、今回取り得る選択肢ではないかなというふうに認識しております。

◎吉良委員 明確にお答えになっていないんですけれども、社会的資源として、公的なことも含めて、土地利用に供するところに売却していく方向で検討していくべきだと思うんですけれども。

◎小柳警察本部長 何でもかんでも売り払うということではなくて、いろいろ検討した中でやむを得ずこういう形になったんだろうというふうに思います。

福利厚生の話につきましては、先ほど警務部長から申し上げたとおりでありまして、さんご荘がやっていた、例えば飲食、宿泊といったようなものにつきましては、いろいろな共済組合が提供できる割引の制度であるとか助成の制度であるとか、そういうのをしっかり充実させていくということが必要だろうと。

土地の利用につきましては、その後がどうなるかというところまでなかなか私どもとして見通せない部分があるのは確かでありますけれども、委員御指摘のとおり、何でも売り払うということではもちろんなくて、いろいろ考える中で、今回の大分前の決定だというふうに承知しますけれども、やむを得ずそういう形になったのではないかと。いろんな選択肢を検討する中でと考えております。

◎原田総務参事官 委員おっしゃるように、公共の利用ができないかどうか、知事部局のほうにも利活用について打診をしたところでございますけれど、利用先がないということで、現在の解体をして、入札をして、転売するというようなことになっております。

◎吉良委員 売り払い先については、なお、そういうような意見があったということを前提にして、よく注意して事業に当たっていただきたいことを要請しておきます。

◎原田総務参事官 先ほどの下知交番の夜間工事について若干説明をさせていただきます。

3月11日、夜遅く9時を過ぎても外構の工事をしていたということでございますが、近隣の皆様に大変御迷惑をおかけして申しわけなく思っております。この工事につきましては、夜間の工事の許可はしておりませんで、基本的に午前8時から午後5時、日曜、祝日について工事をする際には届け出をしてもらうようにしておったところです。

今回は、建設業者の下請のほう勝手にやったものでして、建設業者のほうにつきましても、月曜日からの作業を指示しておりましたところ、下請業者のほうで工事をしてしまったということで、建設業者につきまして本部のほうに来ていただきまして厳重注意と、近隣の住民の皆様への謝罪について申し入れをしたところでございます。

これから同様のことが起きませんように、現場代理人にしっかり管理をさせて、また工事監理を委託している業者にも、本件を伝達いたしまして、施工工事監理を徹底させて再

発防止に努めたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 その件、土日の工事も本来許可をとってやるようになっていきますか。

◎原田総務参事官 本来は許可を。日曜、祝日の作業は過去4回許可をしております、夜間の工事につきましては、内装とかそういうものであれば許可をするという場合はございますけれど、今回の外構工事につきましては、もし届け出が出たとしても県警としては許可をしていないような工事でございます。

◎坂本（茂）委員 わかりました。ほかの項目で構いませんか。

これはもう今年度予算じゃなくて、前年度予算で前年度に終わっているかと思うんですが、児童虐待防止システム開発委託というのが昨年度の事業予算にあるんですけども、これをやってどういう効果があるようなシステムになったか教えていただけませんか。

◎依岡生活安全部長 児童虐待防止のシステムということで、現在システムは人身安全関係でストーカーとかDVとか、相談業務らもあわせて一つのシステムでいわゆるつながった形にしておりました。児童虐待の絡みだけ、そのシステムに入っておりませんでしたので、今回、児童虐待のシステムをストーカー等のシステムも一緒に盛り込んだ形にして連動させたということです。

これによりまして、基本的に児童虐待といいますのは、DVの関係なんかも踏まえて、そこと非常に関連する事案があります。そういうことで、今まで単独で分かれておったDVとか、各種相談で上がってきてとまっておったものを一括して、きれいな事件として一つのグループといいますか、一つの枠としてシステム上で捉えられるというようなことになったという状況でございます。

◎坂本（茂）委員 わかりました。

それともう一点、先ほど手数料徴収条例の一部改正条例議案です。引き上げられたものと引き下げられたものがあるんですけども、全国横並びということだとは思いますが、なぜ引き上げられて、一方でなぜ引き下げられたかという、その理由がよくわからないんですけども、大まかにでもわかるような説明がいただけたらと思います。

◎依岡生活安全部長 基本的に5つの項目の手数料がございしますが、それに対して、人件費の絡み、それから手数料に係るところの回数といいますか、その増加、減少、そこらあたりを踏まえて全体的にふえたのか減ったのかというような形で、個別の手数料ごとに増加したものがあったり、いわゆる社会状況の変化とかがかかっておるという認識をしているところでございます。

ちなみに、非常に1つ懸念されますのは、ふえたところということで県民の方に負担がかかるのではないかとということで、どこがふえてるのかなというところですけど、トータル的には減っておるところが多いということで、増加しておるところは核燃料とか、

そういうところも踏まえまして、余り高知県内においては件数がない。場合によっては過去5年間でもゼロ件で、一番多いのは火薬類の運搬の絡みがありますが、これは手数料が下がっておりますので、県民の方への負担は大きく減少するのかなと考えておるところでございます。

◎坂本（茂）委員 そうしたら、引き上げられたものはそれほど頻度が多くはないと。逆に引き下げられるほうが頻度が多くて、ある意味、県民の方の負担が増すようなことにはなっていないという基本的な考え方だということによろしいですか。

◎依岡生活安全部長 そのとおりになりますので、警備業とか質屋営業は数が多くありませんので、許可書の再発行ということも余り件数的には多くないです。

今も申し上げましたとおり、一番気になったのは火薬類の運搬でしたが、その部分は引き下げになっていましたので、県民の方への負担軽減にはなるのかなと考えておるところでございます。

◎加藤委員 働き方改革についてお聞きをしたいんですけども、今政府でも働き方改革進めていまして、私たちのこの総務委員会では総務部と教育委員会からも御説明いただいたんですけども、例えば総務部であったらウェブでの会議システムが本議案の予算で上がってきていました。高知市まで行かなくても出先と会議ができるというシステム、それからペーパーレス化の推進でタブレットなんかも導入していくような予算が上がってありました。

県警察では、業務の効率化とか負担軽減の検討はどのようにされているのでしょうか。

◎吉田警務部長 ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方改革というものにつきましては、積極的に取り組んでいるところでございます。知事部局のような新しいシステムのなものを導入してというものは、今回の予算にはなかなかございませんけれども、いろいろ業務の合理化、効率化を進めまして、制度的に重要性の低い業務は削減していくなど、業務の削減、合理化を進めているところでございます。

◎加藤委員 高知市まで出てくる会議なんかというのは、例えば署長、管理職が中心になると思うんですけど頻度は高いものなんでしょうか。どんな状況ですか。

◎吉田警務部長 署長会議につきましては原則年3回本部に集まりまして行っております。また、必要な特定の用務とか、事情があつて来てもらってお話を聞くということもございまして、やはり署の事案処理もたくさんございまして、頻繁に本部に来ていただいて何かするということはございません。

◎加藤委員 わかりました。もう一つのペーパーレス化、タブレットを導入して試験的にやっていくということを今回総務部では検討しているということなんですけれども、よくテレビなんかで事件が出てくると、何月何日にこういう相談を受けてこういう処理をしてとか、全部記録が細かく出てきますので、きっと各警察署でもそういう対応をして、記録し

て文書作成して、かなり業務量は膨大になっているんだろうというふうに想像するわけですが、例えばそういうペーパーレス化という流れで1つ業務負担の軽減ができればいいなと思ったり、これは教育委員会の話ですけど、先生が忙しいから学校でチームを組んで業務を効率化していこうという取り組み中で、例えばスクールサポートスタッフという事務の手伝いしてくれる、コピーをしてくれたり、学校ですから採点してくれたりとか、雑務を担ってくれる方を入れたりして、全体のその書類関係とか、そういうことの業務の軽減を図っていたりということをお話の委員会で審議をしたんですね。

例えば署の業務がそういう煩雑化しているところなんかをもっと効率的にできないかとか、いろんな観点で新しい技術を入れるとか人手を入れるとか、いろんな面から働き方を考えていくことが大事なんだろうなと思いますけれど、いかがでしょうか。そういう余地はあるかと思えますけれど。

◎吉田警務部長 今委員から御指摘いただいたように、例えば相談業務、これは署と本部合わせてですけども年間1万7,000件の相談が警察には寄せられます。この相談はどう処理するかというと、これは予算でつけていただいて、相談システムというものをつくりまして、相談システムで登録しますと全部情報共有できるようになっております。

したがって、そういう意味でシステムを使った業務の合理化なり情報共有の仕組みづくりというのはさまざまな分野で進めているところでございます。

あと、職員の関係ですけども、警察におきまして、非常勤職員、臨時職員を活用して、いろんな業務のサポートをしていただくようなことも行っておりまして、引き続きそういったさまざま負担軽減の方策を進めてまいりたいと考えております。

◎加藤委員 よろしくお願ひします。

もう一点ですが、警察の事故というのは今どんな状況ですか。

◎吉田警務部長 公用車の事故については、年間100件くらいです。事故防止につきましては、事故発生の都度全職員に対しまして事故の概要を情報共有しまして、その後、巡回教養であるとか集合教養であるとか、そういった形で再発防止に努めておるところでございます。

◎加藤委員 もちろん警察ですから事故に対しては非常にいろんな対策も講じて危機感をもっていらっしゃると思うんですけど、例えば今自動運転のシステムなんかも新しいのができてきて、勝手にブレーキがかかったりとか、いろんな車の能力も上がってきていると思いますけれど、そういう新しく車を入れかえたりという必要も出てくるかと思えますけれど、どんな状況でしょうか、警察車両の安全対策でもっと講じる策があるのではないかというような状況というのは。

◎西村首席監察官 警察のパトカーにつきましていろんな装備等が入っておりまして、非常に重量も重くなっておりまして、パトカーにいろんな装備をつけるという選択肢も検討

の材料の一つですし、あと警察官の事故で一番多いのは単純な後退時の事故が多いということで、いろいろ分析しましたら、今の私有車はほとんどバックモニターがついてございます。ですから、それをいつも頼りにしてバックモニターを見て自分の車を運転しております。ところが、パトカーにはバックモニターがございませんので、そういったところで後ろの距離感覚がわからなくなって事故をするというところが散見されました。したがって、今後選択肢の一つとしまして、そういったバックモニターの装備についても検討しなければならないかなと。

ただ、最初に申しましたとおり、パトカーにはいろんな装備がついておりまして、電気系統であったり重量というものも勘案しまして、果たしてそれが効率的に運用できるかどうかについては今後の検討材料かなというふうに考えております。

◎加藤委員 予算が伴うことなんで、すぐにできる対応なんかも限られてはくるかもしれませんが、モニターとかセンサーとか、どんどん車の技術が新しくなっていますので、警察にぜひこういうシステムをできるだけ入れて事故の削減に努めていただきたいなと思っています。

これは、新しい車は本当保険代も安くて、非常に事故の発生も減っていますので、ぜひ率先してそういう検討もしていただきたいなと思います。

◎岡崎交通部長 先ほど自動運転等の話もありましたが、今後警察車両にそういういろんなシステムを導入するということについては、購入する担当部門が検討していくことになるかと思っております。

現在のシステムについて御説明しますけれども、現在事故防止に資するという装備ということで、パトカーを中心にドライブレコーダーを現在114台、白バイにも26台装備をしまして、そういうものを装備することによって、それぞれ映像も映りますし、自分の運転等も後で確認されるわけですので、そういうことでの防止策も現在とっておる状況でございます。

◎加藤委員 よくわかりました。本当にいろんな新しい働き方もそうですし、車もそうですし、どんどんいいものができてきていますので、予算の兼ね合いもあると思いますが積極的に導入して対策をやっていただきたいと思います。

◎三石委員 警察官は優しさは当然ですけど、やはり強くないとだめですね。強くなってもらわなければ困ります。そういう意味で、柔道、剣道、逮捕術、文化系で言うたら音楽隊というのはありますけれど、随分お世話になりますよね。ここらあたりの予算はどのようになっていますか。強い選手はどんどん強くなってもらって、県内の大会はもちろん四国大会、全国大会も行ってもらいたいし。

せんだって、剣道で優勝しましたか。県民に勇気を与えてくれるんですね。オリンピックみたいなものですよ。そのあたりの強化費、予算はどのようになっていますか。

◎室津警務部参事官兼会計課長 武道関係の予算でございますけれども、平成30年度は総額で694万4,000円としております。内訳でございますけれども、各種大会参加費としまして34万7,000円、大会出場や県外での訓練の旅費等でございますが539万7,000円、柔道、剣道、逮捕術、拳銃訓練のいろいろな用品でございますけれども、それが112万4,000円、それから剣道、逮捕術用品の修繕料につきましては7万6,000円というふうに予算は組んでおります。

◎三石委員 少ないのではないですか、はっきり言って。自腹で行くことも大事やけれども、もっともっと優遇すべきだと思うんですね。県警の代表はもちろんで、県も背負っていくわけですから。これは今回に限ったことではなく毎回言っている。そのあたり、どういうふうに思われているんですか。

◎室津警務部参事官兼会計課長 大体、例年このベースなんですけれども、委員がおっしゃるとおりでございますし、警察官は強くあるべきで、私自身も思っておりますし、もう少し武道関係には力が入るような予算措置も来年度以降はしたいと思っておりますし、また予算の流用といいますか、足らなくなれば、ほかの費目でそちらへ後押しできるようなことは当然考えていきたいと思っております。

◎三石委員 これはもう毎年言っていることですから、もっと予算をつけてやってください。

それと、文化的なことでは先ほど言いましたけれど、音楽隊。よく少年野球の大会のときに来ていただいたりとか各イベントでよくやってくれています。これも非常に予算等が少なくてしんどい思いしているというようなことを聞くんですね。そこらあたりの予算はどのようなことになっていますか。

◎室津警務部参事官兼会計課長 音楽隊につきましては、平成30年度ですけれども総額で126万円を措置しております。

内訳でございますけれども、演奏の講師に対する謝金が43万円ほど、全国会議や研修に参加する旅費が16万円ほど、演奏服や楽器等に要する経費65万円ほど、研修負担金2万5,000円ほどというところでございます。

◎三石委員 捜査費もどんどん上げてもらいたいんですけど、それに負けないぐらい上げてください。これはお願いしたいと思っておりますね。

それと、天皇皇后両陛下が来られるということで、随分慎重に厳重な警備がされるというようなことなんですけれど、ドローンは今どのような状況になっているのかわからないんですけど、救助に使ったり、いろいろな方面で使われていますね。このドローンの規制はどのようになっていますか。

もし、悪い使い方をされれば、何か振りまいたりということも考えられるけれども。

◎三谷警備部長 警衛の関係でお答えをさせていただくとすれば、ドローンの規制という

のは市街地を飛ばないとか空港の周辺を飛ばないとかというのがございます。警衛の関係でいえば、行き先地、例えばことし警衛やったんですけれど、春野総合体育館、あの辺は普通に飛べるんですけれども、我々としましては上空からの警戒ということでドローンの対策もそれぞれやっておるところでございます。

◎三石委員 わかりました。

◎明神委員 街灯の防犯カメラですけれども、平成23年度から補助制度を設けて、現在までに95台設置されたという報告がありましたが、平成29年度中にこの防犯カメラによって、犯罪者の逮捕とか補導とかに至った成果について教えていただきたいと思います。

◎田中刑事部長 平成29年中の成果ということでお答えさせていただきますが、刑法犯の検挙事件のうち防犯カメラの映像で犯人検挙につながったものは全体の14.5%ということで統計を出しております。

ちなみに、全国平均は7.8%と聞いております。前年の平成28年は13.2%という現状ですので、やはり防犯カメラが充実することによって、それが犯人の検挙につながるという実態にはあるかなとは考えておるところです。

◎明神委員 わかりました。新たに人気があって41台の要望が出ておるといことですが、この要望に満額応えてあげていただきたいと思います。

◎坂本（茂）委員 航空機維持管理費の関係なんですけれども、過去には他県であっておりますけれども、墜落事故とか、最近自衛隊はよく墜落するんですけれども、米軍も含めて。ある意味通常の維持管理がきちんとされておかなければならないだろうと思うんですが、維持管理費は前年より予算がふえているとは思うんですけれども、委員会で取りまとめた予算見積もりのときには9,500万円ほどで査定の中で8,300万円ぐらいになっているかと思うんですが、間違いかもしれませんけれども、警察本部としてはこれだけ維持管理のために必要だという思いがあって、それはなかなか財政的に厳しいからということで査定で減額されたのかどうか。それでも前年よりは増額されているとしたときに、どういう部分がこの維持管理面で充実されようとしているのか、その辺教えていただけますか。

◎室津警務部参事官兼会計課長 航空機の維持管理費でございますが、総額で8,399万2,000円でございます。内訳ですが、旅費が約200万円ほど、機体やエンジンの補用部品の消耗品、これが2,300万円ほど、航空隊の制服が73万円、燃料費が1,000万円余り、航空証明検査の修繕料が4,300万円余り。航空タービンの油の配達料の通信運搬費が10万円、GPSのデータ更新料の手数料が203万円、非常用夜間離着用照明装置等の備品購入が222万円としておりまして、前年度が7,507万7,000円でございますので、今年度890万円ほどの増額でございます。消耗品を約520万円ほど、いろいろな部品の交換等も必要でございますけれども、そういう消耗品の部品等を昨年度からは多目に措置したいと考えておりまして、あわせて航空燃料の単価が上がっておりますので、それにつきましては、前年度比

で約100万円ほど増額としておりまして、確かに査定で下げた経緯はあるんですけども、警察としましては、十分安全事項等には配慮できた維持管理費を予算措置できたとは思っております。

◎西森委員 先ほどの吉良委員のさんご荘の跡地の売却のことですけれども、いろんな用途についての事前の話があったわけですが、そういうことが本当に可能なかどうか、そこは知事部局とかとも検討してやっていくべきだというふうに思います。事前の何か制約をかけた形での売却みたいな形ですよ。自分は適正な価格で売却されるのであれば、どこに売ってもいいのではないかという、そんな感覚も持っているわけなんですけれども。事前に制約をかけるような形での売却ということができるとか、そのあたり。

◎原田総務参事官 先ほどの吉良委員の御意見も踏まえまして、いま一度知事部局のほうと相談させていただいて、それが可能かどうかということも検討させていただきたいと思っております。

◎西森委員 適正な形であれば、どこに売却されても私はいいのではないかというふうに思っております。

それと、教えていただきたいんですけれども、今回の議会で教育委員会のほうから不祥事等の報告が何件かあったわけなんですけれども、そういう中で県警なんか関係している事案もあったわけですね。そこでお伺いしたいのは、教育委員会のほうとしてはそういう事件に対しての今回の報告でも、以前もそうですけれども、名前の公表というのがされていないわけなんですけれども、一般的な事件とかであればマスコミ等が報道等で名前の公表なんかをするわけですね。

そのところは、県警としての何か基準みたいなものがあるんですか。県警としては、名前は出しているけれどもマスコミが伏せているのか、それとも県警としても名前自体を出していないのか。一般の、今回教員だったわけなんですけれども、教員とかそういう公務員関係は名前を出さないとか、一般の人は出しますよみたいな、そういう何か基準みたいなものはあるのかどうか、そのあたり教えていただければと思います。

◎西村首席監察官 事件報道と、処分公表という形で2つのやり方があると思うんですけれども、事件につきましては一般的には逮捕事案等につきましては氏名を公表、ただその場合におきましても被害者等のプライバシー等を考慮しましてケース・バイ・ケースで判断しております。

処分時広報につきましては、原則的に警察は処分につきましては個別具体には検討しませんが、処分の公表につきましては氏名の公表は差し控えておるとというのが今のところの現状でございます。

それぞれ知事部局、県教育委員会、お考えがあると思いますが、警察におきましては、警察庁の定める処分の発表の指針というものがございまして、これを参考に各都道府県が

個別・具体的に判断して公表すべきは公表する、公表しないものはしないという形のスタンスをとっておるというのが現状でございます。

◎西森委員 今回の教育委員会の事件というのは、先ほどのお話だと逮捕されたかされな
いかで名前の公表があるなしという話だったと思うんですけど、そうすると、今回の高
校生に対するみだらな行為をしたということに関しては、逮捕がされていなかったんで
ということなんですか。

◎依岡生活安全部長 今首席監察官のほうから説明があったのは、一つの大きな本元の基
準です。基本的に強制捜査で臨んで逮捕した案件については、県民の社会反響も高いです
ので氏名公表します。

ただ、任意原則ですけれども、任意事件につきましては基本的にお名前は出しません
と。社会反響の高いような特別な場合は出しますけれど。もう一点は、やはり事件も中身
がありまして、いわゆるわいせつ事犯につきましては被疑者を公表することによって被害
者保護にならないという、被害者がわかってしまう。被害者に二次的な被害が及んでしま
うということで、逮捕行為であっても出さないというケースが多いです。

ですから、教育委員会とか先生方も踏まえての形で、事件の内容はいろいろですけれど
も、それによっては当然に逮捕していますけれども、うちのほうの公表も出していない場
合もございますので、そこのところはケース・バイ・ケースというような形で御理解いた
だければということです。

ただ、再度になりますけれども、1つ言えますのは何のために捜査があるのかということ
ですので、あくまで被害者保護というのが1つ大きいですから、その観点是非常に厳密
に対応しているという状況でございます。

◎西森委員 わかりました。

◎土居副委員長 警察署再編整備のところでは新鴨田交番の新築工事の予算の提案がありま
した。予算化されれば、来年度以降、粛々と進めていっていただきたいと思うんですが、
当然地域の安心、安全につながる施設ですので、歓迎すべき施設ですけれども、今回移転
建てかえということで、交番が移転することで地域がどうなるのかといった影響について
心配する声もこれからあろうかと思っておりますので、地域のコミュニティーの折々に、今回
の移転新築の意義であるとか効果であるとか、そういったことを説明して、地域に理解も求
めて、地域といい関係を築いていけるような取り組みも必要だと思うんですけど、そう
いった地域の説明的なことをいつごろから、どのような形でやるのか。

◎原田総務参事官 鴨田交番につきましては朝倉交番との距離も近い関係もございまし
て、あと鴨田交番の新しくつくるところは幹線道路の整備が進みまして大型店舗等も進出
するなど商業化して、市街化をしているという観点で、新しいところへの移転を決めたと
ころでございまして、今回予算を認められまして、事業が進んでまいりましたら、南警察

署はもちろん本部のホームページ等も通じて皆様方に周知徹底を図っていきたいと考えております。

また、朝倉交番のほうにも警ら等を要請して、治安に住民の方々が不安を覚えないような形で進めてまいりたいと考えているところでございます。

◎土居副委員長 具体的には、来年度からそういったことを少しずつやっていくということですか。

◎原田総務参事官 これまでも、若干住民の方々のいろいろな会合の場でいろんな意見をお伺いしたところでして、それをまたさらに今後予算がつかましたら進めていきたいと考えております。

◎土居副委員長 最後に1点教えてください。

新しい交番ですけれど、機能も大きくなるということで、人員体制はどのくらいになるものでしょうか。

◎依岡生活安全部長 統合ではありません。移転になりますので、基本的には現体制の前後に応じたような形で対応はとっていかうかと考えておるところではございます。

◎吉良委員 風営法の規制の問題ですけれども、田園準住居地域及び田園住居地域に改めるという、この対象地域はどこになりますか。

◎依岡生活安全部長 田園住居地域は、本来の住居地域のほうへ追加になってということですが、高知県では当面は設けないと。現在、住居系地域が7種あるんですが、そこが1つふえて8種になるんですけれども、そうなるこの低層住宅が対象ですから、第1種もしくは第2種の低層住宅地域というところにかぶっていく。もしくは、低層住宅とか今の指定になっていないところに入っていきうような形になると思うんですけれども、基本的には、もしやるとすれば第1種低層住宅地にかぶっていくような形のところになると思うんですけれども、現時点で県のほうは当面盛り込みませんと、指定はしませんということですので、その点についてはコメントがしにくいというような状況でございます。

ただ、イメージとしては、そこにかぶっていく形で、第1種地域というのは基本的にコンビニエンスストアも建てられませんので、農業地域とかそういう地域へ農業系の施設とか、そういうものを建てるイメージは多分持たれておると思うんですけれども。

◎吉良委員 幹線道路沿いを第3種にすると、そこで風俗営業もできると。

◎依岡生活安全部長 一定の地域内ですね。

◎吉良委員 では、風俗営業が広がる可能性があると考えられるわけですか。

◎依岡生活安全部長 今の現時点での第1種の低層が入ってきますので、一部そういうケースもあり得るかなということですが。

◎吉良委員 当面ということですが、そうしたら、これは地域要望だとか当該自治体とか、あるいは公共的な性質を持つものがその地域へというようにときに考えましよう

ということで、現時点では指定地域にするつもりはないというふうに認識してよろしいですか。

◎**依岡生活安全部長** 我々警察関係ですので、国の都市計画法から始まって、県の都市計画に基づいて、その県の都市計画に基づいた絡みの条例についての改正のお願いですので、その本元については私どもとしてはコメントはできかねるということで御理解いただければと思います。

◎**坂本（孝）委員長** 質疑を終わります。

以上で警察本部を終わります。

《監査委員事務局》

◎**坂本（孝）委員長** 続いて、監査委員事務局について行います。

それでは、事務局長の説明を求めます。

◎**川村監査委員事務局長** 監査委員事務局です。

平成30年度の当初予算案につきまして御説明をいたします。

お手元の資料②、議案説明書、当初予算の681ページをお願いします。

681ページでございます。。

平成30年度の当初予算額といたしまして1億7,377万5,000円を計上しております。この額は前年度当初予算と比べまして269万3,000円、率にしまして1.57%の増となっております。主に一般職の人件費の増によるものでございます。なお、職員数の増減はございません。

次に、内訳につきまして、右の説明欄に沿って説明をいたします。

まず、1 監査委員運営費の監査委員報酬は非常勤の監査委員3名分の報酬でございます。

次の特別職給与費は、常勤の代表監査委員の給与、事務費は、4名の監査委員が出先機関等の監査を行うための旅費など活動に要する経費でございます。

次の2人件費は、事務局職員16名の人件費でございます。

3 監査委員事務局運営費の健康診断委託料は、臨時的任用職員の健康診断を行うための委託料です。

次の負担金9万円は、全国の監査委員の組織であります全都道府県監査委員協議会連合会への負担金8万円と四国4県の監査委員の組織であります四国4県監査委員協議会への負担金1万円を合わせたものでございます。

次の職員研修負担金は、事務局職員が専門的な研修を受けるための研修に要する経費でございます。本年度の研修実績は、日本経営協会や会計検査院などが実施する研修に延べ32人が受講をしております。

次の事務費は、総務事務と工事監査を担当します非常勤職員2名の報酬や臨時的任用職

員の賃金のほか、監査業務を執行するための旅費や需用費など事務局の活動経費となっております。平成30年度も引き続き適正な事務処理に向けまして監査を実施してまいります。

監査委員事務局からの説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 監査委員報酬の関係で、過去3年ぐらいの、それぞれの平均の委員の年間稼働日数を教えていただけますか。

◎川村監査委員事務局長 平成28年度は47日です。ことしは39日となっております。

◎坂本（茂）委員 ことし39日というのは、まだ年度途中だからということですか。

◎次田監査委員事務局次長 実はことし出先機関等の監査日程を組むに当たりまして、例えば1日、昨年であれば2カ所、3カ所だったのをほぼ1日4カ所、5カ所という形で集中的に、特に議選の委員の方にも日程調整するに当たって、日程を少なくしたほうが調整もしやすいこともございまして、1日当たりの監査件数がふえた関係で全体の活動日数が減ったということになっております。

◎坂本（茂）委員 平成27年度以前は大体40何日ですか。

◎次田監査委員事務局次長 40日は超えておりました。

◎坂本（茂）委員 逆に効率よく動け出して稼働日数が減ったら、場合によっては報酬の見直しも検討しなければならないことも出てくるのではないですか。前は稼働日数等の関係でいろいろと日額にすべきかとか月額にするかとかという議論があったんですけども、その辺のところは、最近は特に全国的な議論とかそういうのはないんですか。

◎川村監査委員事務局長 そのような議論は全国的にはございませんが、日数は減っておりますが業務自体は詰んだ業務をしておりますので、直ちに報酬を減すとか日額にするとかということにはならないと思います。

◎加藤委員 その日数ですけれど、工夫されたのは非常にいいことだと思うんですけれど。住民監査請求の関係もあるのではないのでしょうか。

◎川村監査委員事務局長 住民監査請求は年度によって件数が違ってまいります、ことしは3件ございまして、1件は取り下げになりましたけれど、今回は2件でございましたが、場合によっては委員の方に来ていただいて議論をすると、それから委員監査につきましてもこのほか外に行くだけじゃなくて10数回に及びます委員会議というもので我々監査するに当たっての今後の方針とかこれまでの経緯とか、いろんな御相談もさせていただいておりますので、外に行った監査日数だけではない部分もございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で監査委員事務局を終わります。

ここで一旦休憩をとります。再開時刻は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時49分～13時0分)

◎坂本(孝)委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《人事委員会事務局》

◎坂本(孝)委員長 人事委員会事務局について行います。

それでは、事務局長の説明を求めます。

◎金谷人事委員会事務局長 人事委員会事務局でございます。

平成30年度の当初予算につきまして御説明をいたします。

お手元の資料②、683ページをお願いいたします。

人事委員会の予算総額は1億3,706万円となっております。前年度より107万5,000円、率にしまして0.8%の増となっております。財源には特定財源131万6,000円がございますが、これは私ども人事委員会が市町村などから公平委員会の事務を受託しておりまして、その事務を処理するための経費相当分を諸収入として受け入れているものでございます。

685ページをお願いします。

歳出につきまして説明欄に沿って御説明をさせていただきます。

1の人事委員会運営費は、3人の委員の報酬と人事委員会の全国組織等に対する負担金や旅費等でございます。

3の人事委員会事務局の運営費は職員の採用試験や給与などの勧告報告、それと職員の不利益処分に関する審査請求の事務などを行うための経費でございます。

以下、委託料が並んでおりますが、ほとんどが採用試験に関するものでございます。

まず、適性検査判定委託料でございますが、これは職員採用における受験者の適性を見るために実施するものでございます。

次の試験問題作成等委託料は、障害者の選考試験や社会人経験者採用試験などの試験問題の作成委託料でございます。

次の点字版試験問題作成等委託料は、目の不自由な方でも受験できますように点字版の試験問題、試験案内等を作成する経費でございます。

採用試験事務電算処理委託料は、採用試験業務を速やかに処理いたしますために受験者の回答データを処理するものでございます。

その下、ボイラー等検査委託料でございますけれども、これは試験研究機関等で新たにボイラー等を新設する際には、当委員会において労働安全衛生関係法令の規定による検査を行う必要がありますので、その専門機関に委託するための経費でございます。

686ページをお願いします。

廃棄物処理委託料でございますけれども、これは採用試験専用で使用しておりましたパソコン等を廃棄処理するための経費でございます。

次の人事試験研究センター負担金でございますのは、上級試験とか初級試験といった全国統一実施の試験問題の提供を受けております日本人事試験研究センターへの負担金でございます。

説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で人事委員会事務局を終わります。

《議会事務局》

◎坂本（孝）委員長 議会事務局について行います。

初めに、議案について事務局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎弘田議会事務局長 議会事務局でございます。

私からは、議会事務局の平成30年度当初予算と2月補正予算につきましてその概括を説明させていただきます。

議会事務局は、議会が執行部と緊張ある関係を保持しながら監視機能や政策提言機能を十二分に発揮し、県民の方々の期待に応えられますよう、その補佐機関としての役割を果たすよう努めております。このため、開かれた県議会の一層の推進、監視機能の強化、政策提言機能の強化の3点を重点項目と位置づけまして、議員の皆様方の活動を積極的にサポートさせていただくよう努めてまいります。

平成30年度予算につきましては、議会内LAN及び県議会情報システムのサーバー改修、ブラジル等への海外派遣旅費などにより、前年度より601万2,000円の増、総額で約10億2,800万円をお願いしております。

また、2月補正予算では約1,200万円余の減額をお願いしております。

この、平成30年度予算及び29年度補正予算の詳細につきましては、この後、総務課長から説明をさせていただきます。

◎林議会事務局総務課長 平成30年度の当初予算について説明をさせていただきます。

資料②高知県議会定例会議案説明書、当初予算の5ページをごらんください。

平成30年度の議会予算は10億2,801万2,000円でございます。対前年度比601万2,000円、率にして0.59%の増額となっております。

右の説明欄をごらんください。

まず、1 議会運営費でございますが、6 億9,523万5,000円を計上しており、対前年比237万4,000円の増額となっております。議員報酬等では、都道府県議会議員共済会が推計いたしました年金支給見込み額が平成29年度に比べて平成30年度は減少する見込みでございまして、これに伴い共済費の減額がありましたが、昨年の条例改正による期末手当の増額がありましたので、これによりトータルでは前年度から12万3,000円の減額となっております。

その下の健康診断委託料、政務活動費交付金につきましては、前年度と同額を計上いたしております。

また、運営費は、先ほど局長からも話ございましたように、平成30年度はブラジル移民110周年の記念事業など海外出張が予定されておりました、昨年度と比較しますと旅費が220万4,000円増額となっております。

次に人件費でございます。人件費の一般職給与費は、事務局職員29名分の給与でございまして2 億3,959万6,000円、対前年比で346万2,000円の増額となっております。

続きまして、事務局の運営費でございます。

全体で9,318万1,000円を計上いたしております。対前年比で17万6,000円の増額となっております。

特に委託料につきまして、5 ページの下から3 行目、本会議場放送設備保守点検委託料でございますが、93万6,000円ということで、点検回数や点検内容の見直しによりまして前年度より139万6,000円の減額となっております。

同じく下から2 行目でございますが、県議会情報システム保守等委託料でございます。これにつきましては、635万7,000円ですが、議会内LAN及び県議会情報システムのサーバー改修などのため、316万3,000円の増額となっております。

また、こちらには出ておりませんが、インターネット中継システムの改修が平成29年度で終了しており、システム改修の委託料が90万6,000円の減額となっており、委託料全体では前年比60万8,000円の増額となっております。

次に、6 ページをごらん願います。

負担金につきましては前年度とほぼ同じ内容で、全体で486万8,000円を計上いたしました。主なものは全国都道府県議会の議長会の分担金が大きなものがございます。

最後の行の事務費でございますが、事務費につきましても前年度とほぼ同額の6,539万7,000円を計上いたしております。

当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、平成29年度2 月補正予算について説明をさせていただきます。

資料④高知県議会定例会議案説明書、補正予算の4 ページをごらん願います。

総額で1,254万2,000円の減額補正となっております。

右の説明欄をごらん願います。

まず、1の議会運営費で760万3,000円減額しております。これは主に政策的課題に関する特別委員会、海外分の旅費を減額したことによるものでございます。

次に、事務局の運営費につきましては、全体で493万9,000円の減額をいたしております。内訳といたしまして、委託料の執行残が全体で438万1,000円。事務費では、旅費の執行残55万8,000円を減額いたしております。特に、委託料につきましては、主なものとして、政策的課題に関する特別委員会が設置されなかったことなどにより会議時間が見込みより少なかったということで、議事記録反訳等委託料を219万9,000円減額したこと、本会議場の放送設備点検委託料を設備更新に伴う委託内容の変更、点検回数とか点検項目の変更があったことなどによりまして、156万9,000円減額したことによるものでございます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 議会内のLAN改修とかサーバーの改修業務で予算がことし増額されているんですが、改修することによってどこがどう変わるんですか。

◎横田議会事務局議事課長 議会にはLANのネットワーク、ウイルス対策、議会会議録検索システム、この3つを合わせた議会情報ネットワークといったシステムがありますけれども、それぞれ大体5年たつと故障がふえるということがありまして、5年置きの更新という形になっていますので、機能がよくなるというよりは、サーバーの更新が大体5年置きぐらいに来るということの限り経費でございます。

◎坂本（茂）委員 わかりました。

それともう一つ、議事録の反訳委託料がどうかという問題とは直接は関係ないかもしれませんが、最近議事録は、議会開会直前か、開会してから前議会の分ができて上がるという感じで少し以前より遅くなっているのかなという気がするんですけど、納品とかは大体どんなふう。例えばいつまでに納品してくれという契約にはなっていないんでしょうか。

◎横田議会事務局議事課長 当初の契約でいつまでに納品してくださいということになっておりまして、その契約どおりに納品されております。委員おっしゃるとおり、以前は、開会日までにお渡ししていたものと思います。しかしながら、会議時間の長さとか時間外の縮減ということもあって、少し作業日程を多目にとるようにした関係で、配付する日を少しおくらせているというのが現状でございます。

そういったことで、以前よりも配付する日がおくらせているということでございますので、御了承いただきたいと存じます。

◎坂本（茂）委員 それは職員の方の時間外をふやすとかじゃなくて、もっと、多少委託料を高くしても、委託先でやってもらう業務量をふやしてもらってできるだけ短期間で納

品できるというふうなことはどうなのでしょう。

◎横田議会事務局議事課長 さまざま工夫を凝らしてきまして、県外の業者にも反訳委託をお願いしています。議会事務局内での校正のやり方とか工夫も凝らして、少なくはしてきているんですけども、外部へのという短縮の方法というのは、今手いっぱいになっていて、今、中だけの話でやっているという状況ですので、お金を出してとかそういうところで解決するような業務ではないということでございます。

◎三石委員 直接予算とは関係ないんですけど、他県の議会を訪問をする機会があるんですねが、他県の場合、なかなか職員の態度というか対応というか、洗練されたものを感じるんです。本県の議会も、非常に悪いとは言いませんけれども、よくやられているんですが、正式な職員プラス非常勤職員、ほかの職員なんかもおられますね。議会というのは顔ですので、そこらあたりの研修はやられていると思うんですけども、来年度はどのようになっていますか。

◎林議会事務局総務課長 臨時非常勤職員向けの研修は年に2回ほどやらさせていただいております、1回目は、事務局内でふだんの対応につきまして疑問に思っていることとか出し合いながら、そういうことはこうしたほうがいいよとかという、そういった中の研修、もう一回は、N T Tの系列の方に来ていただきまして、電話の受け答え、お茶の出し方、そういった基本的な最低限のマナーの研修をさせていただいております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で議会事務局を終わります。

《意見書》

◎坂本（孝）委員長 次に、「意見書」を議題といたします。

意見書案1件が提出されております。

国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充を求める意見書（案）が日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 それでは、御意見をどうぞ、小休にします。

（ 小 休 ）

◎ お気持ちはよくわかりますけれども、まず地方分権、これを優先してやっていただきたいという立場が1つと。ちょっとこう、憲法に基づいてとか、文言いろいろ書き方はあると思いますが、少しオーバーなところもあってなかなかこれには乗れないなど。

◎ 憲法があるからいいのでは。憲法を変えようということをおっしゃっていますから、

大事なものじゃないですか。

◎ 国の役割を放棄するものであると言わなければならないとかですよ、1つだけじゃないですけど、そういういろいろ過剰な文言も多いです。

◎ 1と2については大体、今の現状を踏まえたものなので。

◎ 趣旨としてはお気持ちは。

◎坂本（孝）委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

ここで一旦休憩します。

（休憩 13時20分～14時29分）

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《採決》

◎坂本（孝）委員長 お諮りします。

執行部より説明を受け審査いたしました予算議案15件、条例その他議案9件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

それでは、これより採決を行います。

第1号平成30年度高知県一般会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第2号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号平成30年度高知県給与等集中管理特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は全会一致をもって原案

どおり可決することに決しました。

次に、第4号平成30年度高知県旅費集中管理特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。よって、第4号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号平成30年度高知県用品等調達特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。よって、第6号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号平成30年度高知県県債管理特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。よって、第7号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号平成30年度高知県土地取得事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第20号平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。よって、第20号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第24号平成29年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第24号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第25号平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第25号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第26号平成29年度高知県用品等調達特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第26号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第27号平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第27号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第28号平成29年度高知県県債管理特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第28号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第39号平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第39号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第42号高知県防災対策基金条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第42号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第46号知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。よって、第46号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第47号知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。よって、第47号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第48号高知県税条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。よって、第48号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第49号過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。よって、第49号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第50号高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。よって、第50号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第82号高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。よって、第82号は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第83号高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。よって、第83号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第97号包括外部監査契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。よって、第97号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

◎坂本(孝)委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の委員会は、16日の金曜日午後1時から委員長報告の取りまとめなどを行いますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(14時39分閉会)